

被扶養者認定に必要な書類

添付書類		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	条件		
		世帯全員の住民票の写し(続柄入り) ※1	学生証又は 在学証明書	◆無職の場合 (非)課税証明書 ※2	◆収入がある場合 直近の給与明細書3ヶ月分(又は「パート・アルバイトに関する証明書兼誓約書」、源泉徴収票)但し、事業所得の場合は確定申告書及び内訳書 ※4	◆離職の場合 「雇用保険法に基づく受給資格の有無に関する申立書」(必須)、離職票1及び2(又は退職証明書)、雇用保険受給資格者証 ※4	年金通知書 (老齢、障害、遺族企業、個人等) 障害者手帳	施設等の入寮証明書	送金3ヶ月分(通帳等のコピー) ※6	夫婦共同扶養における収入確認報告書(又は収入等を確認する書類) ※7			
被保険者(本人)との続柄	配偶者	同居	○	△	△	△	△	△					
		別居	○	△	△	△	△	△	△	△			
	子	16歳未満	同居	○								△	
			別居	○					△	△		△	
		16歳以上	高校生	同居	○	○	※3	△		△			△
				別居	○	○	※3	△		△	△		△
		16歳以上	大学生	同居	○	○	△	△		△			△
				別居	○	○	△	△		△	△		△
		16歳以上	その他	同居	○	△	△	△		△			△
				別居	○	△	△	△		△	△	△	△
	父母・祖父母	同居	○		△	△	△		△			△	
		別居	○		△	△	△		△	△	△	△	
	兄弟姉妹及び孫	16歳未満	同居	○								△	
			別居	○					△	△	△	△	
		16歳以上	高校生	同居	○	○	※3	△					△
				別居	○	○	※3	△		△	△	△	△
		16歳以上	大学生	同居	○	○	△	△		△			△
				別居	○	○	△	△		△	△	△	△
		16歳以上	その他	同居	○	△	△	△		△			△
				別居	○	△	△	△		△	△	△	△
その他	○	△	△	△	△	△	△	△※5	認定不可	△			
の続柄	配偶者と	父・母	○		△	△		△	△	△※5	認定不可	△	
	その他	○	△	△	△	△	△	△	△※5	認定不可	△		

生計維持関係

国内に住所を有していること(国内居住要件の例外含む)

同一生計及び生計維持関係

添付書類について

◆添付書類(④証明書兼誓約書、⑤申立書、⑨収入確認報告書を除く)は原則、コピーを提出してください。なお、原本の提出があった場合は原則、返却しませんのでご注意ください。

◆④及び⑤の証明書兼誓約書や申立書はHPよりダウンロードしてください。

○: 添付が必要な書類です。

△: 該当する場合は添付が必要です。

※1 日本国籍のない方で住民票に国籍・在留期間等の記載が無い場合は在留カード(写)の添付が必要となります。

※2 ⑤の「離職の場合」は省略可能です。

※3 夜間定時制高校に通う場合・通信制の場合には添付が必要です。

※4 詳細はホームページに掲載の「被扶養者認定に必要な収入証明について」をご覧ください。(掲載場所: ホーム>各種手続き>家族の加入について)

※5 該当する場合はお問い合わせください。

※6 単身赴任・進学以外の別居の場合は、原則として送金証明が必要です。

※7 配偶者が被扶養者として認定されていない場合は添付が必要です。

(その他): 婚姻の場合は、婚姻日の確認できる書類も併せてご提出ください。

なお、上記以外にも追加の添付書類を提出いただく場合があります。